
地域脱炭素化促進区域に係る 配慮基準について

令和4年6月1日（水）
第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会



- 1. これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 2. 前回ご議論から明らかになった事項・・・・・・・・ 6

- 3. 本日はご議論いただきたい事項
 - 3-1 地域脱炭素化促進区域に係る配慮基準の設定・17
 - 3-2 審議の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

1. これまでの経緯 (1)

年月日	国	北海道
R3.5.26	<p>[地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律の成立]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の位置付けと地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するために計画・認定制度等を創設 	
R3.10.15	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>[地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会]</p> <p>(R3.9~R3.12に省令案やマニュアル案を国が議論)</p> </div>	<p>[R3年度第2回北海道環境審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の新たな温室効果ガス削減目標や地球温暖化対策推進法改正などを踏まえた計画の見直しについて諮問
R3.10.25		<p>[R3年度第1回温対部会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素促進区域に係る制度概要、国検討状況（環境配慮基準に係る省令案等）等の説明
R3.12.27		<p>[R3年度第3回温対部会]</p>
R4.1.26		<p>[R3年度第3回北海道環境審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進区域の設定にあたって配慮すべき基準の審議の取り扱いについて、関係する省令、マニュアルの公表後、審議することを確認
R4.4.1	<p>[基準を定める省令の公布]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進区域の設定にあたって配慮すべき基準に関する環境省令の公布 	
R4.4.25	<p>[地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（以下マニュアルという。）の公表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進事業に関する取組を実施する際に参照するマニュアルの公表 	
同日	<p>[地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第1版）の公表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの具体的な解説・事例、実務的な手順の例としてハンドブックの公表 	

1. これまでの経緯 (2)

【参考】地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ



市町村

事業者

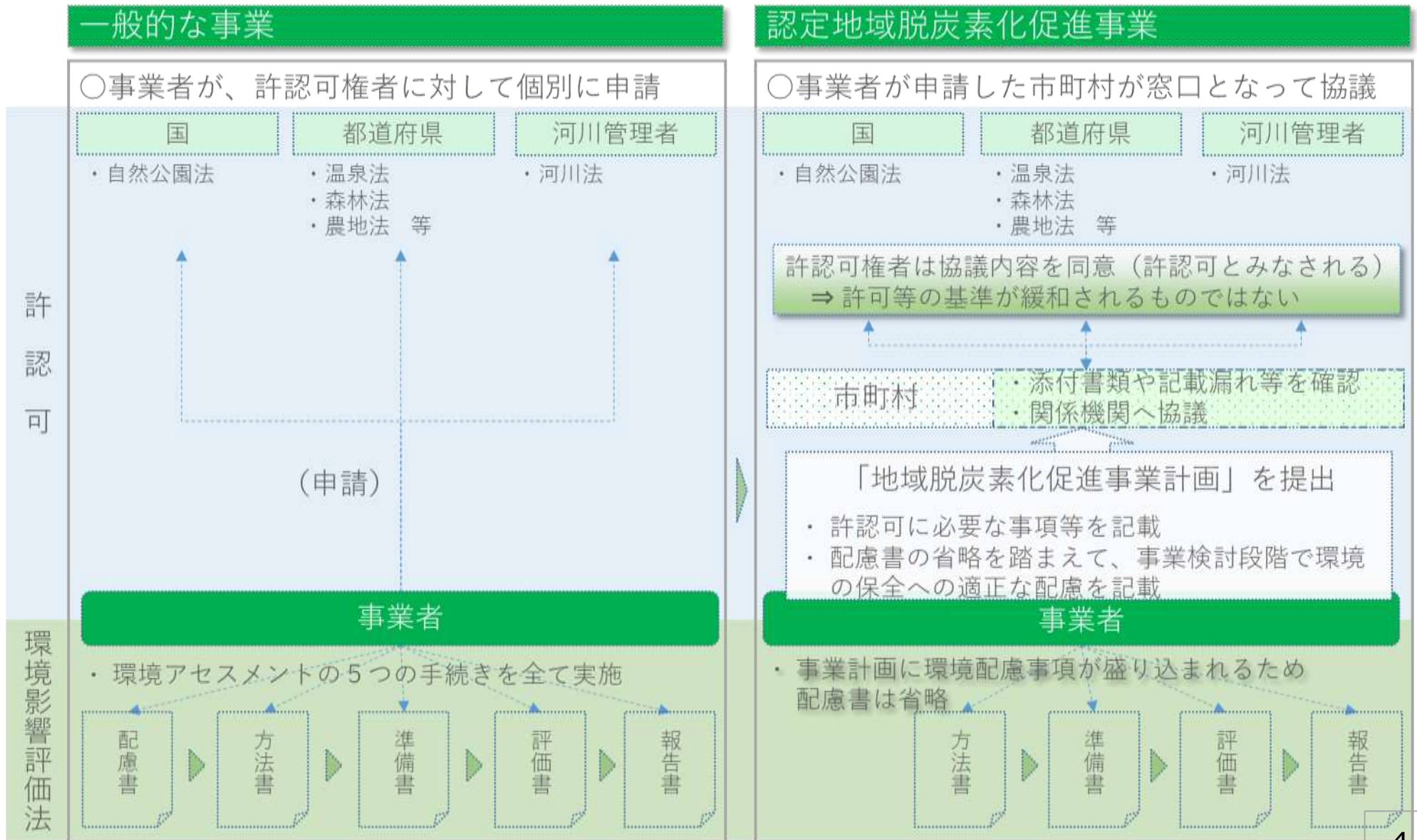
事業者の構想

事業計画の立案

事業計画の実施

1. これまでの経緯 (3)

認定地域脱炭素化促進事業に係る許認可申請等手続きについて



【参考】環境配慮の体系

【国（環境省）の基準】

（環境省令①：改正法第21条第6項）

- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も共通して遵守すべき基準
⇒促進区域から除外すべきエリア、促進区域設定時に配慮すべき事項等を規定

【都道府県の基準の定め方】

（環境省令②：改正法第21条第7項）

- 都道府県が定める地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮すべき基準の定め方
⇒地域特性を踏まえた配慮すべき事項の選定方法、文献情報の収集手法、保全すべきエリアの抽出方法等を示す

従い、市町村が設定

即して、都道府県が定める

踏まえて、都道府県が定める

【都道府県の基準】（任意） ※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。

踏まえて、都道府県が定める

【協議会】（改正法第22条）

- 地方公共団体実行計画の策定・実施に必要な協議の場合
⇒関係行政機関、地方公共団体、先行利用者、地域住民、有識者、事業者等で構成

【地方公共団体実行計画マニュアル等】（技術的助言）

- 国の基準（環境省令①）で示された、促進区域から除くべき、または、促進区域設定時に配慮が必要な保全・保護区域等の解説
- 都道府県の基準の考え方（環境省令②）で示された地域特性を踏まえた配慮すべき事項やその基準の定め方の解説
- 地域の環境保全のための取組の考え方（改正法第21条第5項第5号イ）
※環境保全の観点以外の、社会的配慮の考え方も示すことを想定

議論を踏まえて、市町村が設定

基づき、市町村が設定

踏まえて、市町村が設定

【促進区域】 ※事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう区域を選定

踏まえて、市町村が検討・実施

【市町村が定める「地域の環境保全のための取組」】 ※事業において講じるべき環境保全措置等（配置、規模の条件等）

促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る省令の構成

[国基準]

① 促進区域に含めない区域（省令第五条の二第1項第1号）

② 考慮が必要な区域（省令第五条の二第1項第2号）

③ 考慮が必要な事項（省令第五条の二第1項第3号）

[都道府県基準]

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（省令第五条の四第2項1号）

② 考慮対象事項等（省令第五条の四第2項2号）

< ② 考慮対象事項等の詳細 >

ア 施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）

イ 考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方

ウ 考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報

エ 収集すべき情報の収集方法

③ 特例基準（省令第五条の四第3項）

④ 適用除外（省令第五条の四第5項）

省令 (国基準)

① 促進区域に含めない区域 (省令第五条の二第1項第1号)

- イ 原生自然環境保全地域 及び 自然環境保全地域 (自然環境保全法)
- ロ 特別保護地区、海域公園地区 及び 第一種特別地域 (自然公園法)
- ハ 国指定鳥獣保護区 (鳥獣保護管理法)
- ニ 種の保存法の管理地区 (種の保存法)

② 考慮が必要な区域 (省令第五条の二第1項第2号)

- イ 国立公園、国定公園のうち①ロ以外のもの (自然公園法)
- ロ 種の保存法の監視地区 (種の保存法)
- ハ 砂防指定地 (砂防法)
- ニ 地すべり防止区域 (地すべり等防止法)
- ホ 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)
- ヘ 保安林 (森林法)

③ 考慮が必要な事項 (省令第五条の二第1項第3号)

- イ 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 (種の保存法)
- ロ 騒音その他生活環境への支障

省令 (都道府県基準)

①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域

【省令第五条の四第2項第1号】

②考慮対象事項等【省令第五条の四第2項第二号】

- ア 施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項 (考慮対象事項)
- イ 考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
- ウ 考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
- エ 収集すべき情報の収集方法

③特例基準【省令第五条の四第2項第三号】

④適用除外【省令第五条の四第2項第五号】

2. 前回ご議論から明らかになった事項 (4)

省令 (2) 考慮対象事項等の詳細

ア 地域の自然的社会的条件に応じた環境への適正な配慮が確保されるように考慮すべき事項 (考慮対象事項)

施設の種類	イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持														ロ 生物多様性			ハ 人と自然のふれあい	
	H ₂ S	水汚	水濁	富栄養	DO	水温	大気	騒音	悪臭	温泉	重要な地形/地質	土地安定性	反射光	影	動物	植物	地域生態系	景観眺望	自然ふれあい
太陽光			○					○			○	○	○		○	○	○	○	○
風力								○			○	○		○	○	○	○	○	○
水力		○	○	○	○	○									○	○	○	○	○
地熱	○	○						○		○	○				○	○	○	○	○
バイオマス							○	○	○						○	○	○	○	○
再エネ熱供給	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上記以外で都道府県が定める施設	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

※必要と判断する事項

イ 考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方

- ・自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置を講じる

ウ 考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報

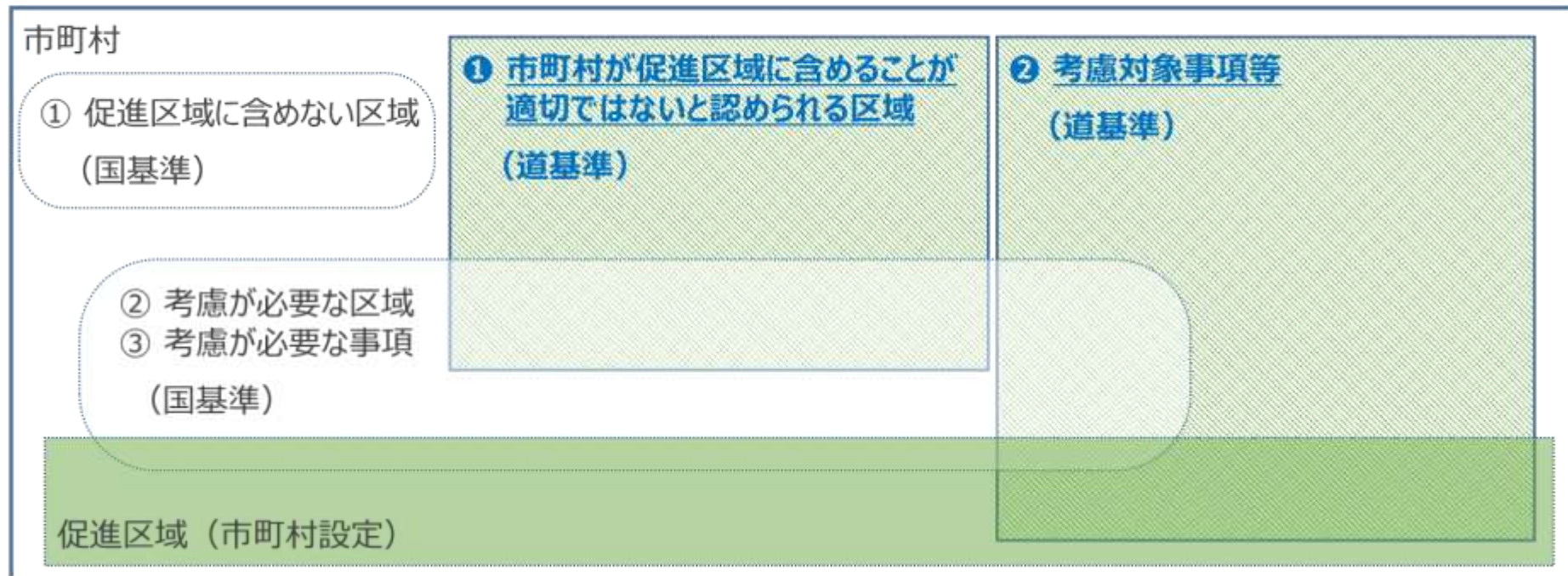
収集すべき情報の種類	イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持														ロ 生物多様性			ハ 人と自然のふれあい	
	H ₂ S	水汚	水濁	富栄養	DO	水温	大気	騒音	悪臭	温泉	重要な地形/地質	土地安定性	反射光	影	動物	植物	地域生態系	景観眺望	自然ふれあい
集落、学校、病院	○						○	○	○				○	○					
水道原水取水地点		○	○	○	○	○													
温泉										○									
地形地質											○								
土地の形状が保持される性質												○							
原生自然環境、重要生息地、重要生態系															○	○	○		
眺望、景観資源の分布																		○	
野外レク施設、自然ふれあい施設																			○

エ 収集すべき情報の収集方法

- ・具体的な根拠を有する文献やその他資料及び専門家からの聴取等による資料

地域脱炭素化促進事業における「促進区域」の設定について

道が定めるものは、次のうち、①～④。



③ 特例基準を定めることができる (道基準)

- ・ アセス法規模未満の施設^{※1}が対象
- ・ ①及び②の一部の考慮を要しない
- ・ 施設の規模、設置形態、設置場所等の観点から一定の規模等に限定を付し、考慮を要しないと定めた事項を除いた上で、別途定める考慮が必要な事項 (特例事項)

※1 アセス法で定められた事業規模に満たない施設のこと

④ 適用除外を定めることができる (道基準)

- ・ アセス法第1種事業規模未満の施設^{※2}が対象
- ・ 施設の種類ごとに、その規模、設置形態、場所等を勘案して、①、②及び③を適用しない施設

※2 アセス法で定められた第1種事業規模に満たない (第2種事業規模以下) 施設のこと

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル （地域脱炭素化促進事業編）

本マニュアルの解説内容（抜粋）

- ・ 地域脱炭素化促進事業に関する制度趣旨、基準や事項の定め方等について
- ・ 市町村が促進区域を定める際の協議会等の運営や構成等について
- ・ 地域脱炭素化促進事業計画の認定（以下認定という。）の基準や変更等について
- ・ 認定を行う場合に適用される特例の概要と市町村等が準備すべき体制等について

都道府県基準設定時の注意事項（抜粋）

- ・ 国の基準を上乗せ・横出しして、地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準
- ・ 市町村が促進区域を設定する際に参照できるよう、考慮すべき環境配慮事項とともに、収集すべき情報と収集方法、環境配慮のための考え方を示す
- ・ 国の①促進区域に含めない区域を都道府県基準において促進区域とすることを可能とするような基準は設定できない
- ・ 国の②考慮が必要な区域を、都道府県基準の①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域に定めることはできる
- ・ 必要に応じて、省令で定められた環境配慮事項以外の環境に配慮すべき事項を追加することができる

2. 前回ご議論から明らかになった事項（7）

都道府県基準のイメージ（対象施設：太陽光発電施設）

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・〇〇保安林 ・△△保安林	・砂防法・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域	・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区	・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法

都道府県基準のイメージ（対象施設：太陽光発電施設）

② 考慮対象事項等（その1）

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。★
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の様相 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県県民生活課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に当該区域を含む場合) 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 特定植物群落 巨樹・巨木林 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS EADAS EADAS 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。 当該地の改変を避けた事業計画にすること。 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置[※]を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。

2. 前回ご議論から明らかになった事項（9）

都道府県基準のイメージ（対象施設：太陽光発電施設）

② 考慮対象事項等（その2）

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> A県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域） 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県ハンターマップ 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生の対象となる区域 重要里地里山 重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 地方環境事務所WEBページ 自然再生協議会に聴取 EADAS 地方環境事務所に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に当たって、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 長距離自然歩道 A県立自然公園区域の普通地域 風致保安林 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 EADAS A県自然保護課WEBページ A県森林GIS 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置[※]を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。 (促進区域に当該区域を含む場合) 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> 長距離自然歩道 保健保安林 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBページ A県森林GIS 	<p>(促進区域に当該歩道や区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
その他A県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> 土地の安定性への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県防災情報ポータル

都道府県基準のイメージ（対象施設：太陽光発電施設）

③ 特例基準と④ 適用除外

- ・ 都道府県基準の特例基準等は、再エネ施設の規模、設置形態、設置場所などに応じて、**環境負荷が比較的小さい**場合に設定されます（ただし、環境影響評価法の対象規模は除く）。
- ・ 特例基準の例：「工場跡地に設置されるもの（●kW以下）については環境配慮事項のうち、○○の考慮を要しない」
- ・ 適用除外の例：「建物の屋根に設置されるものについて環境配慮事項の考慮を要せず、国の基準を都道府県基準とする」

都道府県基準において特例が設定される規模、設置形態、設置場所などの例としては

- ・住宅の屋根に設置されるもの
- ・工場の屋根に設置されるもの
- ・工業団地に設置されるもの
- ・ゴルフ場跡地に設置されるもの
- ・工場跡地に設置されるもの
- ・屋根置きかつ10kW未満のもの 等

が考えられます。

1 地域脱炭素化促進区域の設定における
道基準の設定の考え方について

2 審議の進め方について

道基準設定の考え方

基準	考え方
<p>① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域</p>	<p>環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令や条例等に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、施設の設置を原則認めないこととしている区域 (参考:「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会とりまとめ(案)」令和3年12月より引用)</p>
<p>② 考慮対象事項等</p>	<p>法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域又は事項</p>
<p>③ 特例基準</p>	<p>①、②を議論いただく中で、設定の是非を検討</p>
<p>④ 適用除外</p>	

審議の進め方

- 1 委員からいただいたご意見、庁内関係課に照会した意見、国の省令やマニュアル等をもとに、道基準たたき台を作成

[留意事項]

- ・ 道基準たたき台は、関係する部局と協議した上で議論
- ・ 環境審議会親会委員が本部会を傍聴できる環境を継続して構築していくとともに、部会の資料、議論の結果は、親会委員とも共有し、部会委員以外の親会委員からの意見も、審議に反映
- ・ 道基準たたき台を議論する中で、理解・協力が得られた場合は、環境審議会以外の委員・事務局に対するヒアリングを当事務局が行い、審議に反映。ヒアリング項目は、本部会でご議論いただきたい。

2 策定スケジュール

今後、審議会審議、議会議論、パブリックコメント等を踏まえ策定（年度内目途）